

■論文

地方自治体の公共調達における社会的価値を考慮した総合評価方式に関する一考察  
—障害者雇用に焦点を当てて—

岸 道雄\*

【要旨】公共調達における社会的価値の実現のあり方について、特に障害者雇用の促進に焦点を当て、米国の AbilityOne プログラムおよび 2004 年、2014 年 EU 公共調達指令を分析するとともに、日本の地方自治体の清掃業務委託における総合評価一般競争入札方式について考察を行った。公共調達を通じた障害者雇用の促進のためには、総合評価一般競争入札において入札参加企業へのインセンティブ設定が重要であり、さらに、中央省庁や各地方自治体の自主性に任せるのみでなく、さらなる普及のためには国の後押し、支援も必要であると考えられる。

キーワード：公共調達，障害者，総合評価

## I. はじめに

2009 年 9 月に制定された野田市公契約条例をはじめとし、最低賃金法に基づき都道府県ごとに設定されている地域別最低賃金を上回る労働報酬下限額を定める条項を盛り込んだ、いわゆる賃金条項を含む公契約条例が全国の地方自治体に広がりつつある。一方、労働報酬下限額を定めることを主な目的とした公契約条例とは異なり、障害者や就職困難者の雇用促進、男女共同参画、女性活躍推進などの社会的価値の実現のための条項を含めた公契約条例を制定している地方自治体や<sup>1)</sup>、公契約条例は制定していないものの、公契約、すなわち、公共調達を通じてこうした社会的価値の実現に取り組んでいる地方自治体は複数存在する。また、このような公共調達を通じた社会的価値の実現に向けた取り組みは、古くは米国、欧州において開始され、近年では、2014 年 EU 公共調達指令や 2015 年に国連で採択された SDGs に基づき、海外諸国、日本においても取り組まれているが、その現状と課題は必ずしも明らかにされているとは言い難い。本論文は、こうした問題意識のもと、公共調達を通じた社会的価値の実現、特に障害者雇用に焦点を当て、近年の欧米諸国および日本における取り組みの制度、実態、課題について、現段階で入手可能な情報に基づき把握し、考察することを目的とする。

本論文の構成は次の通りである。まず、社会的価値の実現の観点から、近年の国際的な持続可能な公共調達の枠組みを概観する。次に、社会的価値の実現、特に障害者雇用の観点から、公共調達の活用について歴史的見地から米国の取り組みを確認し、その後、主に 2004 年、2014 年 EU 公共調達指令とそれに関連する EU 加盟国の自治体の取り組みの特徴を把握する。そして、最後に日本の地方自治体における清掃業務委託に関する総合評価一般競争入札方式について分析を行い、国際比較の観点を踏まえ、考察と提言を行う。

## II. 国際的な持続可能な公共調達

OECD によると、公共調達 (Public Procurement) とは、「政府と国が所有している企業による財、サービス、工事の購入 (the purchase by governments and state-owned enterprises of goods, services and works)」であるとしている<sup>2)</sup>。地方政府への言及がないが、広義の政府に含まれていると考える

---

\* 立命館大学政策科学部 教授

ことができる。OECD の統計によれば、2015 年時点で OECD 全加盟国の公共調達額は名目 GDP 比約 12%であり、日本は 16.22%となっている<sup>3)</sup>。内閣府によると、2015 暦年の日本の GDP は約 532 兆円のため<sup>4)</sup>、2015 年の日本の公共調達の規模は約 86 兆円という試算になる。OECD のホームページにおいて、「公共調達は、税金のかなり大きな割合を占めるため、政府は、高品質のサービス提供を確かなものとし、公共の利益を守るために、高い行動規範でもって効率的に実行することを期待されている」としている<sup>5)</sup>。公共の利益に関する一つのことは社会政策についてのものと考えることができる。それは、次の国連の持続可能な開発目標からも理解することができる。

近年、公共調達を通じて社会的価値の実現を目指す国際的取り組みに大きな影響を与えているものとして、2015 年に国連で開催された持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development)」の中の「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals (SDGs))」が挙げられる<sup>6)</sup>。国際連合広報センターホームページによると、2030 アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげ、この目標が、ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」であるとしている<sup>7)</sup>。この 17 の目標の一つである目標 12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」のターゲット 12.7 は「国の政策と優先事項と整合性をとりつつ、持続可能な公共調達の慣行を促進する」<sup>8)</sup>となっている。「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、「経済成長 (Economic Growth)」、「社会的包摂 (Social Inclusion)」、「環境保護 (Environmental Protection)」の 3 つの大きな柱から成り立っているため、当然、持続可能な公共調達もこの 3 つの要素を考慮することが求められている。持続可能な公共調達に関しては、日本においても、一般財団法人 CSO ネットワークが全国の地方自治体にアンケート調査を行うなどの取り組みが行われている<sup>9)</sup>。

### III. 欧米における社会的価値の実現を考慮した公共調達

#### III.1 米国の取り組み

McCrudden (2007) によると、米国における公共調達を通じた社会的価値実現の取り組みの中で障害者雇用促進を目的としたものは、1938 年にワグナー・オデイ法 (Wagner-O'Day Act) が連邦議会で成立したことが始まりとのものである<sup>10)</sup>。同法により、大統領によって指名された、視覚障害者の雇用問題に精通した一般市民と内閣を構成する主要な省からの代表者によって構成される「視覚障害者によって作られた製品の買い取りに関する委員会」が設立され、その委員会が、視覚障害者によって作られるすべてのモップとほうき及びその他の物品の公正な価格を決め、定期的に価格を改定すること、こうした物品を連邦政府機関に配分することの調整を行うことを同法は求めていた<sup>11)</sup>。また、いかなる連邦政府機関による、もしくは連邦政府機関のためのすべてのモップとほうき及びその他の物品は、視覚障害者のための非営利保護作業所から調達されることを規定していた<sup>12)</sup>。1950 年までに約 400 の作業所において約 35,000 人の障害者が働いており、その後 1971 年に同法が改正され (Javits-Wagner-O'Day Act へ)、視覚障害者に加えて、重度障害者を含めることとし、物品の他にサービスも連邦政府機関の優先調達の対象となり、Javits-Wagner-O'Day Program となった<sup>13)</sup>。その後、2006 年に「アビリティワン・プログラム (AbilityOne Program)」に名称変更され、現在に至っている<sup>14)</sup>。アビリティワン・プログラムのホームページ (AbilityOne.Gov) によると、航空機備品、軍用衣類、食品加工、パッキングと配送、ペンやバインダー等の事務製品など調達物品等も非常に多様となり、2016 年時点において、①45,000 人を超える視聴覚障害者および重度障害者を雇用している。これらのうち、約 3 万人が国防省との契約に基づいて働いており、国防省は毎年、17 億ドルを越

える物品・サービスの調達を行っている、②全米の 550 を超える非営利組織が参加し、40 の政府機関の 1,000 以上の場所で運営を行っている、③2017 年度において、33 億ドルの製品とサービスを連邦政府は購入したとしている<sup>15)</sup>。アビリティワン・プログラムの利点 (Benefits) として、障害者が政府の支援を受ける代わりに、雇用機会を得ることによって、より自立した生活につながり、自尊心と自信を持ち、新たなスキルと仕事の経験を得ることができ、さらなるキャリアの進展につながりうること、税支払い者となり、連邦・州政府の福祉給付の削減と税収増につながっているとしている<sup>16)</sup>。

## III.2 EU 及び EU 加盟国の取り組み

### (1) EU の取り組み

EU において、公共調達を行う際に社会的価値、特に社会 (Social) の要素を明示的に考慮することを可能とすることを示したのは、2001 年の欧州委員会による「公共調達と公共調達に社会的考慮 (Social Considerations) を内包する可能性への共同体法適用に関する解釈報告書」<sup>17)</sup> である。この報告書において、既存の EC 指令と EC 条約の域内市場ルールに基づき、社会政策の要素をどのようにして公共調達に反映させることができるかについて説明がなされている。たとえば、契約において、特別なノウハウが必要である場合、特定の経験を落札基準として含めることができること、落札基準について、最低価格と経済的に最も有利な入札 (MEAT: Most Economically Advantageous Tender) の 2 つのうち、MEAT の評価基準の中に社会的配慮を含めることが可能である等を示している<sup>18)</sup>。

その後、2004 年 EU 公共調達指令 (Directive 2004/18/EC)<sup>19)</sup> において、公共調達においてこうした社会的配慮の要素を反映させることができるとし、欧州委員会は、2011 年にその具体的な実践的ガイドとして、「社会を購入すること 公共調達において社会的配慮を考慮するためのガイド」という文書を公表した<sup>20)</sup>。このガイドにおいて、「社会的責任のある公共調達 (Socially Responsible Public Procurement)」を、次の社会的要素を一つかそれ以上考慮に入れた調達の実行と定義し、社会的要素として、①雇用機会、②ディーセントな仕事、③社会と労働の権利とのコンプライアンス、④社会的包摂 (障害者を含む)、⑤平等な機会、⑥すべての人にとってのアクセス可能性とデザイン、⑦倫理的貿易を含む持続可能性基準を考慮に入れること、⑧企業の社会的責任に対するより広い自発的な遵守 (法の規定を上回って環境および社会的目的を追求するために、より積極的に CSR に取り組んでいる企業と仕事を行うこと) を挙げている<sup>21)</sup>。

欧州委員会が社会的責任のある公共調達のガイドを公表した 3 年後の 2014 年 4 月 17 日に、EU は新たな公共調達指令を発効させた<sup>22)</sup>。2004 年 EU 公共調達指令と比較して、2014 年 EU 公共調達指令 (Directive 2014/24/EU) は、社会的要素を考慮することをさらに重視する内容となっており、特に①留保契約 (Reserved Contracts) の要件の緩和、②落札基準 (Award Criteria) の変更にそのことが示されている。

#### ①留保契約 (Reserved Contracts) の要件の緩和

Directive 2004/18/EC において、19 条で「留保契約」について規定し、EU 加盟国は、大半の従業員が障害者で、その障害の深刻さ等により、通常の条件下では仕事の遂行ができない保護作業所 (Sheltered Workshops) もしくは保護された雇用プログラム (Sheltered Employment Programmes) に、契約を留保することができるとしていた<sup>23)</sup>。ただし、留保契約の対象の条件として、保護作業所もしくは保護された雇用プログラムの従業員の少なくとも 50% が障害者であることが必要であるとしていた<sup>24)</sup>。一方、Directive 2014/24/EU では、20 条において、「留保契約」について規定し、保護作業所と、主な目的が障害者あるいは恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) を社会

的、専門的に包摂することとする事業者 (Economic Operators)、もしくは保護された雇用プログラムに契約を留保することができるとし、その条件として、そうした作業所、事業者、雇用プログラム従事者の少なくとも 30%が障害者もしくは恵まれない境遇の人々としている<sup>25)</sup>。Directive 2014/24/EU の説明 36 (Recital 36) によると、恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) とは、たとえば、失業者、不利な境遇にいる少数派の人々、あるいは社会的に疎外された人々であるとしている<sup>26)</sup>。欧州において社会的正義と参加型民主主義に向けて活動している非政府組織ネットワークの Social Platform によれば、EU加盟国は、恵まれない境遇にいる人々 (Disadvantaged Persons) をより広く裁量的に解釈すべきで、各国の国内事情とニーズに合わせて社会的排除に直面しているすべてのカテゴリーに属する人々を対象とするべきであるとしている<sup>27)</sup>。

## ②落札基準 (Award Criteria) の変更

Directive 2004/18/EC の 53 条において、落札基準 (Award Criteria) を規定していた。落札基準は、(a) 最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender) もしくは、(b) 最低価格のみ (Lowest Price only) とし、最も経済的に有利な入札の評価基準の例として、53 条では、質、価格、技術上のメリット、美観や機能的特色、環境上の特色、運営費用、費用対効果、販売後サービスと技術的支援、提供期日と提供期間あるいは完成期間を示していた<sup>28)</sup>。

一方、新しい公共調達指令である Directive 2014/24/EU では、67 条において「契約落札基準 (Contract Award Criteria)」を規定している。また、説明 (Recital) 89、92 から 98 まで、落札基準について説明を加えている。67 条によると、落札基準は、最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender) のみとし、その選択肢として、価格もしくは、ライフ・サイクル・コストのような費用対効果アプローチを用いた費用、公契約の内容 (Subject-Matter) とリンクした質的、環境、社会的側面などの基準に基づく評価を行う最良の価格・質比率 (Best Price-Quality Ratio) を含めることも可能としている<sup>29)</sup>。すなわち、用語の使い方について、Directive 2004/18/EC と Directive 2014/24/EU において変更し、Directive 2004/18/EC における最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender (MEAT)) は Directive 2014/24/EU では、Best Price-Quality Ratio とし、説明 (Recital) 89 において記述しているように、2014/24/EU における最も経済的に有利な入札 (Most Economically Advantageous Tender (MEAT)) は、複数の落札方式の上位概念 (Overriding Concept) であることに注意が必要である<sup>30)</sup>。この点について、欧州委員会の担当官による整理が 2004 年の公共調達指令 (Directive 2004/18/EC) と 2014 年の公共調達指令

表 1. 2004 年と 2014 年公共調達指令における「最も経済的に有利な入札 (MEAT)」の違い

2004 年	2014 年
1) 最低価格のみ  2) 最も経済的に最も有利な入札 (MEAT) 質、価格、技術的利点、費用対効果、 環境的特性	唯一の落札基準 : MEAT 評価のベースは a) 価格 あるいは b) 費用 (ライフ・サイクル・コストのよ うな費用対効果アプローチを用いての) あるいは c) Best Price-Quality Ratio (BPQR)  価格のみ、費用のみの基準の使用を制限す る可能性あり

(出所) Lupi (2017) p.5 の表を和訳し、筆者作成

(Directive 2014/24/EU)における落札基準の違いを明確に理解することの助けとなる(表1)<sup>31)</sup>。また、ただ単に、落札方式の用語と位置づけの仕方を変えたというわけではなく、説明(Recital) 92において、Best Price-Quality Ratioが公契約の内容に合致したものである必要があることを記述していることに加え、公契約担当機関(Contracting Authorities)は、自分達のニーズに最適な高品質の工事、物品、サービスを入手することができる落札基準を選択するべきであるとし、価格だけではない落札基準を勧めることを示唆する記述となっている<sup>32)</sup>。

Directive 2014/24/EUが欧州議会で認められたことを伝える2014年1月の欧州議会のウェブサイトのプレス発表記事において、欧州議会の公共調達担当官による「落札手続きにおける新たな基準である「最も経済的に有利である入札(MEAT)」のおかげで、公共調達機関は、価格とライフ・サイクル・コストを考慮に入れつつも、質、環境への考慮、社会的側面あるいはイノベーションをより重視することができるだろう。新しい落札基準は、最低価格という独裁を終わらせ、質を論点の中心とするものとなるだろう」との発言を伝えており<sup>33)</sup>、このプレスリリースの前日に、新たな公共調達指令の解説のページ(Background note on Public Procurement)も公表され、新たな公共調達指令の目的は、「最も経済的に有利である入札(MEAT)」に基づき、環境への考慮、社会的側面あるいはイノベティブな特徴をより重視することによって、質と最高のバリュー・フォー・マネーを確かなものとするにあるとしている<sup>34)</sup>。また、上で述べた欧州の非政府組織ネットワークのSocial Platformも、新たな公共調達指令の最大の達成事項の一つは、落札基準における最低価格からBest Price-Quality Ratioへの移行であるとし、これにより公共調達機関は、質、社会および環境への配慮を落札基準に含めることができること、もし望むならば、最低価格を引き続き使用することは可能であるが、加盟国は公共調達機関にそうしないよう強く勧めるべきとしている<sup>35)</sup>。

上記を踏まえると、2014年EU公共調達指令が発効する以前は、公共調達において2つの落札基準が認められていたものの、実際には価格のみを落札基準とする傾向が非常に強かったことがうかがえる。実際の公共調達の落札基準において、環境と社会的要素をより取り入れることにより、2014年EU公共調達指令は、価格と質、環境、社会的要素を考慮した結果として、契約受注者の選定を行うことを勧める明確な意図があると理解することができる。さらに、Directive 2014/24/EUの76条において、EUが定める契約基準額以上の社会その他の特定サービス<sup>36)</sup>の落札事業者の決定については、Best Price-Quality Ratioを用いることを加盟国が自国の公共調達機関に対して求めることができるとしている<sup>37)</sup>。

ただし、説明(Recital) 92において、価格以外の要素のみの基準で落札基準を定めることはできないとし、質的要素などは、価格もしくはライフ・サイクル・コストのような費用対効果アプローチとセットで設定されるべきとしていることに注意が必要である<sup>38)</sup>。

これまで、EUの公共調達指令について、特に留保契約と落札基準に関して、条文上、どのようになっているかということについて述べてきたが、公共調達機関が発注時に具体的にいかなる評価・落札基準を用いているのかに関してウェブサイト上で公表されている資料は極めて少ないようである。そうした中で、スペイン・バルセロナ市とイタリア・ガビッチェ・マーレの事例を次に紹介する。

## (2)スペイン・バルセロナ市

スペインのバルセロナ市は、2013年12月に施行された「社会的責任のある公共調達のための自治体令(Municipal Decree 4043/13 for Socially Responsible Public Procurement)」に基づき、社会的要素を考慮した公共調達に取り組んできた<sup>39)</sup>。この社会的責任のある公共調達のための自治体令は、公契約に社会条項を含めることを定めたもので、当時施行前だった2014年EU公共調達指令と整合的なものだった<sup>40)</sup>。その後、2016年に「社会的公共調達ガイド(Social Public Procurement Guide)」

が公表され、「持続可能な公共調達に関する市長令（2017年4月24日）によってこの社会的公共調達ガイドが正式に承認された<sup>41)</sup>。この社会的公共調達ガイドには次のことが示されている<sup>42)</sup>

- ・サービスの質と社会的要素の考慮を確かなものとするために、総合点における価格のウェイトを35%までに制限する。
- ・契約受注事業者は、契約の特定部分について社会的企業（Social Economy Enterprises）に再発注することができる。その場合、契約価格の35%までとする。
- ・発注者は、契約の中に、特別な就職の問題を抱えている失業者あるいは社会的排除の状況にいる人々を含めるための指標を設定することができる。
- ・50人を超える従業員を雇用している事業者は、従業員の少なくとも2%は障害者でなければならない。
- ・社会的に周縁化されたグループの人々を包摂するために、契約の内容に応じて、特別ワーク・センターと社会的統合企業（Work Integrated Social Enterprises）に限定した留保契約とすることができる。競争を行わず、直接契約とする場合、留保契約は、社会において排除された人々を社会に再統合することを目的として、他の非営利組織・事業者に適用拡大することができる。

このように、総合点における価格点と価格以外の評価点の割合に関して、価格点を35%までとし、落札評価上、社会的要素を含めた非価格要素に大きなウェイトを置いていることや、社会的弱者や社会的に排除された人々を社会に再統合するために、社会的企業への再委託（下請け発注）や留保契約の適用、さらにいわゆる随意契約を非営利組織に対して認めている点が非常に興味深い。

### (3) イタリア・ガビッチェ・マーレ

イタリアのガビッチェ・マーレは、マルケ州にあるコムーネと呼ばれる基礎自治体である。上で述べた Social Platform による「社会進展のための公共調達(Public Procurement for Social Progress)」の中で、優良事例 (Examples of Good Practice) の一つとして、ガビッチェ・マーレにおける自治体の建物の清掃サービスの留保契約について、具体的な評価項目と配点が示されている<sup>43)</sup>。

表2. イタリア・ガビッチェ・マーレの自治体の建物における清掃サービスの留保契約

契約主体	Municipality of Gabicce Mare
契約事業	自治体建物の清掃サービス
契約金額	€190,000(約2,552万円。2015年平均€1=134.31円で計算)
契約期間	4年
契約方式・落札基準	留保契約、少なくとも従業員の30%が 障害者等である社会的協同組合 (Social Cooperatives)
MEAT	価格30% その他技術・社会的要素70%
	5点 当該分野での立証された経験
	15点 地域での確立された関係（地域自治体との協定など）
	15点 障害者の仕事への統合化プロジェクト
	6点 入札者の組織構造
	9点 当該業務に従事するスタッフの構成、資格、経験
	16点 障害者への安定した仕事場の設定
	4点 サービスの改善を目的とした有用な追加サービスや提案

(出所) Social Platform (2015) p.10 を基に筆者作成

この事例においても、総合点における価格点が30%、価格以外の評価点が70%と日本における業

務委託の総合評価一般競争入札方式における一般的な価格点のウェイトよりもかなり低く設定されていることおよび、少なくとも全従業員の30%が障害者等である社会的共同組合へ留保した契約であることが興味深い。

#### IV. 日本における公共調達を通じた社会的価値の実現について

日本における公共調達を通じた社会的価値の実現、特に障害者雇用の促進の観点からみた制度的な枠組みとしては、2013年4月1日に施行されたいわゆる障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が挙げられる。障害者優先調達推進法は、国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達について、毎年度調達方針の策定・公表と調達実績の取りまとめと公表を行うことを定めている<sup>44)</sup>。障害者優先調達推進法の主な目的は、国や地方公共団体等が、物品や役務（サービス）を優先的に直接購入することを通じて、障害者の自立の促進に資することである<sup>45)</sup>。第10条で公契約における障害者の就業を促進するための措置等を定めているが、下で述べるように、総合評価一般競争入札を用い、加点方式を採用することによって、公契約受注事業者がより多くの障害者を雇用するような設定を求めているわけではなく、こうしたことは、現状においては各地方自治体の自主的な取り組みに任されている。

各地方自治体のホームページで公表されている資料に基づく限り、公共事業に関する総合評価一般競争入札方式に取り組んでいる地方自治体は多いが、業務委託において、障害者雇用やひとり親等の就職困難者、男女共同参画等の社会的価値の実現を意図して総合評価方式を活用している地方自治体は必ずしも多いとは言えない。特に清掃業務委託について調べたところ、大阪府と大阪市、堺市、豊中市、八尾市などの大阪府内の複数の市をはじめ、鹿児島県、三重県、北海道、札幌市、函館市などで総合評価一般競争入札方式を実施している。ただし、障害者雇用などの社会的価値の重視の仕方については、地方自治体によってかなり異なる。たとえば、鹿児島県は、価格評価点50点、資格審査事項評価点25点、技術提案評価点25点とし、障害者雇用に関する評価項目はなく、技術提案評価の中で環境負荷低減を図る清掃方法に最大1点を付与するとしている<sup>46)</sup>。札幌市は、価格点35点、履行体制評価21点と研修・雇用条件評価14点を合わせて35点とし、履行体制評価の中で、法定雇用率以上または報告義務の無い者は障害者を1人以上雇用の場合1点、環境に配慮した資機材の使用ということで、清掃作業で使用する資機材1点以上がエコマーク認定商品と確認できる場合、1点を配点するとしている<sup>47)</sup>。

##### IV.1 大阪府の行政の福祉化の取り組み

そうした中、特に障害者雇用に重点を置いて、清掃業務委託に総合評価一般競争入札方式を他の地方自治体に先駆けて導入したのは大阪府である。「行政の福祉化」という名のもと、2003年度に大阪府の本庁舎をはじめ、大阪府が所有する施設に関する清掃等業務の民間への発注において、評価項目に障がい者、ひとり親家庭の父母の雇用などを盛り込んだ総合評価一般競争入札制度を全国の地方自治体で初めての取り組みとして実施し、現在まで継続して行っている<sup>48)</sup>。大阪府のホームページによると、『行政の福祉化』とは、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取組」であり、全庁的に進めているものと説明している<sup>49)</sup>。たとえば、平成30年度～平成31年度大阪府泉南府民センタービル他1施設の清掃

等業務委託に係る総合評価一般競争入札の評価項目、評価点、評価内容をみると、価格評価点 50 点、技術評価点 14 点、公共性（施策）評価 36 点、の合計 100 点満点で、公共性（施策）評価 36 点のうち、障がい者の雇用に関する取組 15 点とし、15 点の内訳は、知的障がい者等の雇用 3 点、専任支援者 1 点、支援方法 2 点、障がい者の就労支援＝業務発注 2 点、障がい者の雇用率又は雇用者数 7 点としている<sup>50)</sup>。配点も、加点方式を取り入れており、たとえば、知的障がい者等の雇用においては、

- (1)当該清掃施設の清掃業務において、知的障がい者又は精神障がい者を 1 人雇用する。
- (2)上記(1)の提案を行う場合、現に清掃業務に従事している知的障がい者 1 人をもって充てることなどを応諾する。
- (3)平成 17 年度以降に実施した府の総合評価一般競争入札に基づき雇用した知的障がい者に対する本件入札日の前日以前 3 年間に解雇実績（本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く）がないことを評価する。

とし、加点の仕方は、

- ・(1)から(3)のすべてにおいて評価が得られた場合：3 点
- ・(1)及び(2)の評価が得られた場合：2 点
- ・上記以外：0 点（(1)又は(2)で評価が得られない場合は、本項目全体（6 点）が 0 点となる）

としている<sup>51)</sup>。

**表 3. 大阪府の障がい者の実雇用率と配点**

実雇用率 (%)	個別点
2.21 ～ 2.93	1 点
2.94 ～ 3.66	3 点
3.67 ～ 4.39	5 点
4.40 ～	7 点

（出所）大阪府「平成 30 年度～平成 33 年度大阪府泉南府民センタービル他 1 施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札評価項目・評価点・評価内容・提出書類等詳細シート」

また、障がい者の雇用率または雇用者についても、表 3 のように、実雇用率の場合、実雇用率の高さに応じて、より高い点数が加点されることになっている<sup>52)</sup>。

#### IV.2 豊中市の清掃業務委託における総合評価一般競争入札方式

大阪府内の複数の市において、大阪府と同様に、清掃業務委託に総合評価一般競争入札を導入している市はそれぞれ評価の仕方、配点等に違いがあるが、そうした中で特に興味深い評価の仕方をしてるのが豊中市である。表 4 は豊中市立豊中病院外来区域等清掃業務の総合評価一般競争入札の評価配点表と入札結果を示したものである。

大阪府と同様に、価格以外の評価に関しては全体として加点方式を採用している。価格評価 500 点、技術的評価 220 点、公共性＜施策反映＞評価 280 点の合計 1,000 点で、減点評価項目も設定している。公共性＜施策反映＞評価の中の「福祉への配慮」に 180 点を配点しているが、障害者の雇用に関して、知的障害者、精神障害者、身体障害者それぞれについて新規雇用と継続雇用に分けて項目設定をし、配点している。支援体制についても知的障害者と精神障害者と分けて配点項目を設定している。総合評価一般競争入札方式を通じた障害者雇用促進に関して、非常に丁寧かつ細部に配慮した評価項目の



設定と配点であると理解することができ、こうした評価項目の設定と配点は全国の地方自治体の中でも極めて珍しく、貴重な取り組みであると言えよう。ただ一方で、入札参加事業者2社が得た評価点を見ると、落札した(株)ハウスビルシステムは、障害者の雇用については、知的障害者の新規雇用、精神障害者の新規雇用、精神障害者の継続雇用、身体障害者の新規雇用、身体障害者の継続雇用においては0点となっており、知的障害者の継続雇用において8点を得たのみとなっている。落札できなかった大代ゼンテックス(株)においても、障害者の雇用については(株)ハウスビルシステムと全く同じで知的障害者の継続雇用において8点を得たのみ、知的障害者の雇用を実現するための支援体制と精神障害者の雇用を実現するための支援体制の2項目においても0点となっている。これらのことをどのように解釈すればよいのか。一つは、詳細な項目分けと配点自体が、豊中市の障害者雇用に対する熱意と意欲の表れと見ることができる。社会的価値の一つである障害者雇用について、知的障害者、精神障害者、身体障害者の人々ができるだけ多く雇用されるようにこの総合評価方式によって促していると考えられる。一方で、入札参加事業者にとっては、それぞれの項目で得点、加点を得ること、満点を得ることは非常にハードルが高いと見ることができる。表4は平成30年に行われた入札であるが、平成28年に行われた同市民病院の清掃業務委託の総合評価入札結果においても同様の傾向が見られる。入札に参加する事業者の立場からすると、上記の項目において、得点を得ること、しかも満点を目指すことが困難だと考えれば、最初からそうした項目の得点を諦め、他の項目での得点と加点を意図し、しかもできるだけ満点を目指すという戦略もありえる。結果として、こうした丁寧かつ詳細な障害者雇用の項目と配点設定が形骸化するという可能性がないとは言いきれない。この点については、おそらく事前に発注者側の意図を参加事業者に明確に伝えることと、参加事業者にとって

**表4. 豊中市立豊中病院外来区域等清掃業務 総合評価一般競争入札  
評価配点一覧表(平成30年5月11日公告)**

評価項目		評価点			評価内容		株ハウスビルシステム		大代ゼンテックス(株)	
分類	細分類	計	総点	個別点	項目	総点	入札金額	総点	入札金額	
1	価格評価	500	500	500	予定価格(税抜き) ¥49,807,000[年額] 入札基準価格(税後) ¥48,113,000[年額]	403	¥41,040,000	378	¥43,800,000	
					個別点		403		個別点	378
2	(1)研修体制 (2)業務実績 (3)履行体制 (4)品質保証への取組	220	220	50	①研修制度等の設置	170	38	178	33	
				24	②過去における業務実績		9		9	
				48	①適正な履行を確保するための業務体制		35		48	
				20	②既雇用者に対する継続雇用		20		20	
40	①品質ISO認証への取組	40	40							
38	②自主検査体制	28	28							
3	(1)福祉への配慮	500	180	17	①-1 知的障害者の新規雇用	87	0	61	0	
				8	①-2 知的障害者の継続雇用		8		8	
				17	②-1 精神障害者の新規雇用		0		0	
				8	②-2 精神障害者の継続雇用		0		0	
				17	③-1 身体障害者の新規雇用		0		0	
				8	③-2 身体障害者の継続雇用		0		0	
				18	④就職困難者の新規雇用		16		8	
				18	⑤知的障害者の雇用を実現するための支援体制		12		0	
				18	⑥精神障害者の雇用を実現するための支援体制		7		0	
				24	⑦新規雇用予定者に対する雇用条件等		20		21	
				24	⑧障害者の雇用率		24		24	
				3	⑧協力雇用主への登録		0		0	
				20	①女性の活躍推進への取組み		0		0	
				20	②仕事と子育ての両立への取組み		0		40	
20	③セクシャル・ハラスメントの防止の取組	20	20							
20	③環境への取組	0	0							
20	④災害時における業務の執行体制	18	6							
の34 等 加分 以 過 歴 内 去	減点評価	-	-	-40	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無	-	-	-	-	
				-50	②契約解除の有無		-		-	
				-10	③書面での警告の有無		-		-	
				-			-		-	
合計		1000	1000	1000		698		663		

(注) 落札事業者は(株)ハウスビルシステム

(出所) 豊中市立豊中病院ホームページ「市立豊中病院外来区域等清掃業務に係る総合評価一般競争入札について」に基づき、筆者作成

のようなことがハードルが高いのかということ発注者側に伝える対話が求められるのではないかと。また、発注者が設定した項目の達成度を高めるためには、事業者全般に対して総合評価一般競争入札方式実施前にどのような支援が望まれているのか、必要であるのかについて検討することも一案であると考えられる。

## V. 考察

これまで公共調達における社会的価値の実現のための入札方式、特に社会的要素の一つである障害者雇用に焦点を当てて、欧米および日本における取り組みを分析してきた。これが正解といったことは当然のことながら存在しない。しかし、EU の 2014 年公共調達指令における落札基準「最も経済的に有利である入札 (MEAT)」における Best Price-Quality Ratio (BPQR) の考え方および大阪府、豊中市の清掃業務委託における総合評価一般競争入札方式には共通性がある。価格のみの落札基準は、それを満たすのみとなり、質、技術的側面やその他の社会要素（及び環境要素）について事業者が考慮したり、そうした要素について改善するインセンティブ（誘因）はそこには存在しない。公共調達において社会的価値の実現を意図して総合評価一般競争入札を実施するにあたって、重要なことは地方自治体が意図した目的の達成度ができるだけ高いものとなるように事業者側にとってのインセンティブをしっかりと設定することであろう。Lupi (2017) は、2014 年 EU 公共調達指令が、2004 年 EU 公共調達指令よりも、より社会的要素、環境要素を重視する落札基準にシフトしたことについて、BPQR は、価格と質、社会・環境の側面の要素を考慮した上で、より良い水準で実現されるものとなるように入札参加者にインセンティブを与えるということを指摘している<sup>53)</sup>。これは非常に重要な指摘である。価格以外の評価項目についても、ただ単に最低基準を満たせば、満点をもらえるということではなく、設定した政策目的、たとえば、障害者雇用の促進であれば、そのことをより高いレベルで達成しようとするインセンティブを参加事業者に与える配点と評価の仕方、すなわち、提案に応じた加点方式が重要であろう。ただし、豊中市の事例でみたように、入札参加事業者にとってハードルが高過ぎる場合もあり、これについては、0 点の項目において参加事業者が評価点を得ることができるようにするためには、どのような支援なり、仕組みが必要かという検討が別途必要である。障害者は就労継続支援 B 型事業所等の障害者福祉施設で働いている人も多く、民間企業で働く前に就労支援、就労訓練が必要なケースが多い。こうした点も踏まえ、業務委託の際の総合評価一般競争入札とともに、大阪府が中間支援組織のエル・チャレンジ（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合）にまず就労訓練を委託し、そこで障害者が就労訓練を受けた後、企業での雇用へつながる仕組みを作ったように<sup>54)</sup>、各地方自治体がこうした仕組みを作る努力をし、国もそうした取り組みを支援するということがあっても良いだろう。また、スペインのバルセロナ市とイタリア・ガビッチェ・マーレの事例で示されているように、総合評価点における価格のウェイトを 30~35%と低めに設定し、非価格要素の評価点に大きなウェイトを置いていることは、今後の日本における社会的価値の実現を目的とした総合評価一般競争入札方式の評価点の設定のあり方について大きな示唆を与えていると考えられる。

今回、公共調達における社会的価値の実現の観点から、米国の AbilityOne プログラムと EU の 2014 年公共調達指令をやや詳しくみたが、現行の日本の法的枠組みで、公共調達を通じた社会的価値、特に障害者雇用の促進が今後さらに進展するかどうかは定かではない。現在までのところ、全国の地方自治体において、大阪府および豊中市をはじめとする大阪府内の複数の市が取り組んでいるような形での業務委託における総合評価一般競争入札方式は広がっていない。国の法制度として、上で述べたように、いわゆる障害者優先調達推進法があり、第 10 条「公契約における障害者の就業を促進する

ための措置等」において、「競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とし、地方公共団体等もこれに準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしている<sup>55)</sup>。すなわち、障害者雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないことは、法定雇用率を満たしていることを意味している。これ以上のことには踏み込んではいない。一方、2016年4月1日に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。いわゆる「女性活躍推進法」）第20条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）および、「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づき、中央省庁、独立法人、地方公共団体等は総合評価落札方式等を用いて女性の活躍を推進し、そこに補助金を適用することも認めている<sup>56)</sup>。こうした公共調達を活用した女性活躍推進と比較して、公共調達を通じた障害者雇用促進の取り組みが同程度の推進力を、法的枠組みと現政権の取り組みによって有しているか疑問を覚えるところがある。特に、2018年夏から秋にかけて新聞等で大きく取り上げられた国の中央省庁における障害者雇用の水増しの件<sup>57)</sup>を踏まえるとなおさらそうした印象を強くする。上で述べたように、障害者福祉施設で働いている人と民間企業で一般就労するというこの間を橋渡しする就労訓練体制への支援と大阪府等で取り組んでいる総合評価一般競争入札方式の全国への周知、啓発について、各地方自治体の自主性に任せておくのではなく、国としても、もう少し踏み込んだ政策的対応や制度的枠組みの設定が望まれる。また、日本とは国の経済規模が異なるものの、米国の AbilityOne プログラムの調達規模、実現している障害者雇用の人数等を踏まえると、国に関しては現行の障害者優先調達推進法に基づいて各中央政府機関の自主性に任せておくだけでなく、国としての組織横断的な取り組みがあってもよいだろう。公共調達を通じて、障害者雇用の促進することは、上で AbilityOne プログラムの利点を示したように、障害者が政府の支援を受ける代わりに、雇用機会を得ることによって、より自立した生活につながり、自尊心と自信を持ち、新たなスキルと仕事の経験を得ることができ、さらなるキャリアの進展につながりうること、税支払い者となることになり、福祉給付の削減と税収増につながるということに大きな意義があることを再確認し、国としてのさらなる取り組みを期待したい。

## VI. 今後の検討課題

上で述べたように、大阪府および大阪府内の複数の市における公共調達を通じた障害者雇用促進を意図した総合評価一般競争入札方式と全国の他の地方自治体における取り組みにはかなり大きな違いがあり、その要因分析とエル・チャレンジのような中間支援組織の役割の分析及び普及のさせ方については本論文で取り上げることができなかつたため、今後の研究における検討課題とする。

[注]

- 1) たとえば、国分寺市公共調達条例、愛知県公契約条例など。
- 2) OECD Homepage “Public procurement”
- 3) OECD.Stat Homepage “Government at a Glance - 2017 edition”
- 4) 内閣府ホームページ「2016年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」の国内総生産勘定の表による。
- 5) OECD Homepage “Public procurement”における原文は次の通り。”As public procurement accounts for a substantial portion of the taxpayers’ money, governments are expected to carry

it out efficiently and with high standards of conduct in order to ensure high quality of service delivery and safeguard the public interest.”

- 6) 国連広報センターホームページ「2030 アジェンダ」および、United Nations Homepage “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development” 18 September 2015
- 7) 国際連合広報センターホームページ「2030 アジェンダ」
- 8) 原文は次の通り。”Promote public procurement practices that are sustainable, in accordance with national policies and priorities” (UN Homepage “Sustainable Development Goals Knowledge Platform”)
- 9) 一般財団法人 CSO ネットワーク「公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」2018年3月
- 10) McCrudden, Christopher, *Buying Social*, Oxford University Press, 2007, pp.60-61.
- 11) Ibid., p.61
- 12) Ibid., p.61.
- 13) Ibid., p.61.
- 14) AbilityOne.Gov Homepage “History”
- 15) AbilityOne.Gov Homepage “AbilityOne Facts” and “AbilityOne Program Fact Sheet”
- 16) AbilityOne.Gov Homepage “BENEFITS of AbilityOne”
- 17) 本文書の英文名は次の通り。Interpretative Communication of the Commission on the Community law applicable to public procurement and the possibilities for integrating social considerations into public procurement
- 18) Ibid.
- 19) Directive 2004/18/EC of The European Parliament and of The Council of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts
- 20) European Commission, “Buying Social A guide to taking account of social considerations in public procurement”, 2011. なお、2019年1月現在、欧州委員会は、2014年EU公共調達指令に対応した改訂版を公表予定としている。
- 21) Ibid., pp7-9.
- 22) Directive 2014/24/EU of The European Parliament and of The Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC
- 23) Article 19 of Directive 2004/18/EC
- 24) European Commission, “Buying Social A guide to taking account of social considerations in public procurement”, 2011, p.27. なお、留保契約は、入札に参加する事業者を特定の事業者のみに制限し、その中で落札者を選定し、契約を締結することを意味する。
- 25) Article 20 of Directive 2014/24/EU
- 26) Recital 36 of Directive 2014/24/EU
- 27) Social Platform, Public Procurement for Social Progress: A Social Platform Guide to the EU Public Procurement Directive, 2015, p.9.
- 28) Article 53 of Directive 2004/18/EC
- 29) Article 67 and Recital 89, 92-98 of Directive 2014/24/EU
- 30) Recital 89 of Directive 2014/24/EU
- 31) Lupi, Anna, ”The use of MEAT”, Presentation Material, Forum on the Competitiveness of the European Rail Supply Industry 1st Workshop on Trade and Procurement, 5 October 2017
- 32) Recital 92 of Directive 2014/24/EU 原文は次の通り。”Contracting authorities should be encouraged to choose award criteria that allow them to obtain high-quality works, supplies and services that are optimally suited to their needs.”
- 33) European Parliament, “New EU-procurement rules to ensure better quality and value for money”, Press Room, 15 January 2014.
- 34) European Parliament, “Background note on Public Procurement: New EU-procurement rules to ensure better quality and value for money”, Press Room, 14 January 2014

- 35) Social Platform, Public Procurement for Social Progress: A Social Platform Guide to the EU Public Procurement Directive, 2015, p.16.
- 36) 社会、健康、教育、文化等のサービス（関係する管理業務を含む）、社会保障サービスなど。詳細は Directive 2014/24/EU の ANNEX XIV において示されている。
- 37) Article 76 of Directive 2014/24/EU
- 38) Recital 92 of Directive 2014/24/EU
- 39) OECD, *Boosting Social Enterprise Development Good Practice Compendium*, 2017, pp.179-180.
- 40) Ibid., p.179.
- 41) European Venture Philanthropy Association (EVPA) “Barcelona City Council Social Public Procurement”, 2017, p.1.
- 42) Ajuntament de Barcelona, “Social Public Procurement Guide”, 2016 and European Venture Philanthropy Association (EVPA) “Barcelona City Council Social Public Procurement”, 2017, pp.1-2.
- 43) Social Platform, Public Procurement for Social Progress: A Social Platform Guide to the EU Public Procurement Directive, 2015, p.10.
- 44) e-Gov 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」
- 45) 同上
- 46) 鹿児島県ホームページ「鹿児島県行政庁舎清掃業務委託一般競争入札（総合評価）について（公告）」（平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）
- 47) 札幌市交通局ホームページ「平成 30 年度駅舎清掃総合評価一般競争入札」
- 48) 大阪府ホームページ「行政の福祉化」
- 49) 同上
- 50) 平成 30 年度大阪府府民センタービル清掃等業務評価点詳細（中規模）
- 51) 大阪府「平成 30 年度～平成 33 年度 大阪府泉南府民センタービル他 1 施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札評価項目・評価点・評価内容・提出書類等詳細シート」
- 52) 同上。なお、法定雇用障がい者数超過数の表も別途示しており、「実雇用率又は法定雇用障がい者数超過数の点数の高い方を採用する」としている。
- 53) Lupi, Anna, ”The use of MEAT”, Presentation Material, Forum on the Competitiveness of the European Rail Supply Industry 1st Workshop on Trade and Procurement, 5 October 2017, p.3 and p.6.
- 54) エル・チャレンジの就労訓練については、次の文献で詳しく説明されている。大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業共同組合 編著『エル・チャレンジ 入札制度にいだんだ障害者雇用』解放出版、2005 年
- 55) e-Gov 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」
- 56) 厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」および内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」
- 57) たとえば、朝日新聞デジタル「障害者雇用、自治体は 3 8 0 9. 5 人水増し 政府発表」2018 年 10 月 22 日

#### [参考文献・資料]

朝日新聞デジタル「障害者雇用、自治体は 3 8 0 9. 5 人水増し 政府発表」2018 年 10 月 22 日<<https://www.asahi.com/articles/ASLBN5D4MLBNULFA00L.html>>（2019 年 2 月 1 日最終アクセス）

e-Gov 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」  
<[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=424AC1000000050](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424AC1000000050)>（2019 年 1 月 30 日最終アクセス）

一般財団法人 CSO ネットワーク「公共調達・公契約条例と地域の持続可能性に関する全国自治体アンケート調査結果」2018 年 3 月

<<https://www.csonj.org/infoarchive/publication/reportbook002>>

(2019年1月30日最終アクセス)

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業共同組合 編著『エル・チャレンジ 入札制度にいたんだ障害者雇用』解放出版、2005年

大阪府ホームページ「行政の福祉化」

<<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/gyousei-fukushika/index.html>>

(2019年2月1日最終アクセス)

大阪府「平成30年度大阪府府民センタービル清掃等業務評価点詳細(中規模)」

大阪府「平成30年度～平成33年度 大阪府泉南府民センタービル他1施設の清掃等業務委託に係る総合評価一般競争入札評価項目・評価点・評価内容・提出書類等詳細シート」

鹿児島県ホームページ「鹿児島県行政庁舎清掃業務委託一般競争入札(総合評価)について(公告)」(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

<<https://www.pref.kagoshima.jp/ai02/2019seisou.html>> (2019年2月1日最終アクセス)

厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>> (2019年2月1日最終アクセス)

国連広報センターホームページ「2030アジェンダ」

<[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)> (2019年1月30日最終アクセス)

札幌市交通局ホームページ「平成30年度駅舎清掃総合評価一般競争入札」

<<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/25kokuji/heisei30nendo-ekishaseisou.html>>

(2019年2月1日最終アクセス)

豊中市立豊中病院ホームページ「市立豊中病院外来区域等清掃業務に係る総合評価一般競争入札について」<[http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/nyusatsu/koukoku/2018\\_shisetsu\\_k01.html](http://www.chp.toyonaka.osaka.jp/nyusatsu/koukoku/2018_shisetsu_k01.html)>

(2019年2月1日最終アクセス)

内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」<[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/pdf/wlb\\_torikumi03.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/pdf/wlb_torikumi03.pdf)>

内閣府ホームページ「2016年度国民経済計算(2011年基準・2008SNA)」

<[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h28/h28\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h28/h28_kaku_top.html)>

(2019年1月30日最終アクセス)

AbilityOne.Gov Homepage <<https://www.abilityone.gov/>> (2019年1月30日最終アクセス)

Ajuntament de Barcelona, “Social Public Procurement Guide”, 2016

<[https://bcnroc.ajuntament.barcelona.cat/jspui/bitstream/11703/99016/1/Guia%20contractaci%C3%B3%20p%C3%BAblica\\_eng.pdf](https://bcnroc.ajuntament.barcelona.cat/jspui/bitstream/11703/99016/1/Guia%20contractaci%C3%B3%20p%C3%BAblica_eng.pdf)> (2019年1月30日最終アクセス)

Directive 2004/18/EC of The European Parliament and of The Council of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004L0018&from=EN>> (2019年1月30日最終アクセス)

Directive 2014/24/EU of The European Parliament and of The Council of 26 February 2014 on public procurement and repealing Directive 2004/18/EC <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0024&from=EN>> (2019年1月30日最終アクセス)

European Commission, “Buying Social A guide to taking account of social considerations in

- public procurement”, 2011 <<https://publications.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/cb70c481-0e29-4040-9be2-c408cddf081f/language-en>> (2019年1月30日最終アクセス)
- European Parliament, “New EU-procurement rules to ensure better quality and value for money”, Press Room, 15 January 2014 <<http://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20140110IPR32386/new-eu-procurement-rules-to-ensure-better-quality-and-value-for-money>> (2019年1月30日最終アクセス)
- European Venture Philanthropy Association (EVPA) “Barcelona City Council Social Public Procurement”, 2017 <[https://evpa.eu.com/uploads/publications/Policy\\_Nexus\\_ES\\_Barcelona\\_2018.pdf](https://evpa.eu.com/uploads/publications/Policy_Nexus_ES_Barcelona_2018.pdf)> (2019年1月30日最終アクセス)
- Interpretative Communication of the Commission on the Community law applicable to public procurement and the possibilities for integrating social considerations into public procurement <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/GA/TXT/?uri=CELEX:52001DC0566>> (2019年1月30日最終アクセス)
- Lupi, Anna, “The use of MEAT”, Presentation Material, Forum on the Competitiveness of the European Rail Supply Industry 1st Workshop on Trade and Procurement, 5 October 2017 <<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26130/attachments/6/translations/en/renditions/native>> (2019年1月30日最終アクセス)
- McCrudden, Christopher, *Buying Social*, Oxford University Press, 2007
- OECD, *Boosting Social Enterprise Development Good Practice Compendium*, 2017 <<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264268500-en.pdf?expires=1549210404&id=id&accname=oid008368&checksum=3D1DBB8B5E6961D1BE7AB0ABBE37F2F7>> (2019年1月30日最終アクセス)
- OECD Homepage “Public procurement” <<http://www.oecd.org/gov/public-procurement/>> (2019年1月30日最終アクセス)
- OECD.Stat Homepage “Government at a Glance - 2017 edition” <<https://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=78413>> (2019年1月30日最終アクセス)
- Social Platform, Public Procurement for Social Progress: A Social Platform Guide to the EU Public Procurement Directive, 2015 <[http://www.socialplatform.org/wp-content/uploads/2015/10/Public\\_procurement\\_for\\_social\\_progress.pdf](http://www.socialplatform.org/wp-content/uploads/2015/10/Public_procurement_for_social_progress.pdf)> (2019年1月30日最終アクセス)
- United Nations Homepage “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development”, 2015 <[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/70/L.1](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1)> (2019年1月30日最終アクセス)

A study on how public procurement at local authorities in Japan that takes social value into considerations should be — Focusing on employment of persons with disabilities

Michio Kishi

Abstract: This paper examines and discusses the ways of realizing social value through public procurement, focusing on employment of persons with disabilities by analyzing AbilityOne Program in the United States and 2004 and 2014 EU Public Procurement Directives. In addition to this, comprehensive evaluation methods regarding public contracts of cleaning services at local authorities in Japan are analyzed from a comparative viewpoint. Setting up incentives for companies that participate in tenders in award criteria and evaluation methods is very important. Not only depending on voluntary efforts by ministries, agencies, and local authorities, but also the central government in Japan should support their efforts in advancing employment of person with disabilities through public procurement.

Keywords: Public Procurement, Persons with Disabilities, Comprehensive Evaluation